

群馬コンベンションセンター積算電力量計更新工事 仕様書

1 工事内容

積算電力量計 25 台について、更新工事を実施すること。

2 工事場所

群馬コンベンションセンター 電気室内

群馬県高崎市岩押町 12-24

3 工事範囲

工事範囲及び機器仕様は、別添積算電力量計更新機器一覧、部品表及び図面のとおり。

(1) 検定付き電力量計更新 25 台

・ VT 及び CT は既設流用とする。

(2) 試験調整 一式

4 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで（令和 8 年 2 月 16 日（月）から同月 19 日（木）の施工を予定している。）

5 備考

この「仕様書」に記載されていない一般事項については「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」の契約日における最新版を準用する。受注者は、本仕様書に示されていない工事の細部については、県との協議により決定すること。

6 作業員

(1) 作業員の資格

この工事に必要な資格証等の写しは、資格者名簿に添付して提出すること。

(2) 服務規律

ア 受注者は、作業員に対し、工事を行うに適する服装及び、名札を着用させ、工事の従事者であることを対外的に明確にすること。

イ 受注者は、工事上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除、または満了後においても同様とする。

ウ 作業員は、常に現地の整理整頓を心掛け、作業終了時には速やかに片付け清掃を行うこと。

7 安全管理

(1) 一般事項

受注者は、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」及び、その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を行い、労働災害の発生防止に努めること。

(2) 危険防止の措置

危険箇所には、必要な注意表示を行なうこと。

(3) 火気取扱責任者

火気を使用する場合には、県担当者と協議し了承を得てから行うこと。

なお、実際に火気を使用する際には、火気責任者を定め火災予防等の措置を十分に行うこと。

8 既設構造物に対する弁償

工事の履行においては、建物その他を損傷しないように十分注意し、もし損傷した場合は、県担当者の指示に従い請負者の負担で速やかに補修すること。

9 提出書類

提出書類、部数は県担当者の指示とする。

10 注意事項その他

(1) 作業員の通勤用及び、工事用車両に関しては、受注者の責任において確保し、群馬コンベンションセンターへの入庫については、事前に県担当者の承認を得るとともに、一般車両等の通行及び、駐車の影響にならないように配慮すること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、県担当者との協議により決定するものとする。